

## IFRS第9号とIFRS第4号フェーズ2の適用時期のズレが解決に向かうとともに、IASB保険契約プロジェクトの完了に向けて他にも進展があった

Francesco Nagari  
Deloitte Global IFRS Insurance Lead Partner  
2015年9月29日



# 目次

- 2015年9月21日、23日及び24日のIASB会議のハイライト
- IASBスタッフの分析、審議内容及びIASBの決定事項
- 次のステップ

# ハイライト

- 9月21日(月)のIASBの投票が賛否同数に終わるという稀な状況の後、IASB議長が9月23日(水)に決定票を行使し、公開草案の公表を承認した。公開草案では、保険会社に対してIFRS4フェーズ2が強制適用されるまでIFRS9の発効日を延期すべきかどうかについての意見を求める予定である。
- 限定的な決定事項には「サンセット条項」が付されており、IASBがIFRS第4号フェーズ2を遅くとも2020年1月1日に発効するように完了しなければ、延期は失効しIFRS第9号は2021年1月1日に発効する。
- この延期アプローチへの支持は限定的であり、その代替案として、保険負債を調整するアプローチが導入された。これは、IFRS第9号の影響を純損益からその他の包括利益（OCI）に戻し入れる方法であり、7月の会議で承認され、今回「上書きアプローチ」と命名された。
- IFRS第9号がIFRS第4号フェーズ2と同時に発効する場合には、保険者は上書きアプローチが適用できる。
- IASBはこれら2つの方法を含む公開草案について投票手続に進むことを決定しており、公開草案は2~3ヶ月以内に公表される予定である。

## ハイライト（続き）

- IASB会議の残りの時間は、資産と負債の相互関係と、その純損益とOCIでの表示を含む様々な論点についての協議・投票に当てられた。
- 保険契約は貸借対照表上、常に現在の市場変数を用いて測定される。
- 負債の変動の純損益とOCIへの分解は割引率の表示に従う。この原則の下では、前提条件の変動による影響を、市場変数によるもの（純損益とOCI）と他の変数によるもの（純損益と契約上のサービス・マージン（CSM））とに分解することが要求される。
- 純損益とOCIへの計上は戻し入れなければならない。
- OCIによる解決策を用いる場合の純損益の金額を計算するための手法は規定されない。簿価利回りアプローチは、保険契約のキャッシュ・フローにマッチするような基礎となる項目が存在する場合（例：ユニットリンク契約）に許容される。
- 変動手数料アプローチの契約については、前提条件の変動は分解され、ヘッジ手段でカバーされる部分が純損益に認識される。

# IFRS第9号と保険契約の新基準書の異なる発効日

## IASBの審議内容 – 上書きアプローチ

- スタッフは、2015年7月のIASB会議での決定事項以降の、上書きアプローチの改善点を説明した。
- 上書きアプローチの対象として適格な金融資産を指定することが最も現実的な解決策であるという全般的な合意がなされた。
- ある理事は、同一の法人内で銀行業務と保険業務の両方を行っている場合は金融資産を再指定することは困難であると述べた。
- 別の理事は、純損益とOCIに計上する金額を操作するために企業が移行時に両アプローチを都合よく適用してしまう可能性について懸念を示した。
- スタッフは、経営者が上書きアプローチの中止を決定した場合の再指定と開示に関する規律を設けること、企業がIFRS第9号を適用したりIAS第39号の適用に戻ったりすることはできないことの2点を確認した。

# IFRS第9号と保険契約の新基準書の異なる発効日

## 暫定決定事項 – 上書きアプローチ

IASB理事は、上書きアプローチを議論するにあたって挙げられた5つの議題のうち下記3つの議題についてスタッフの提案を支持し、全員一致で可決した。

1. 上書きアプローチの対象として適格な金融資産
2. 金融資産の再指定
3. 経過措置

表示については8対5、開示については9対4でそれぞれ可決された。

# IFRS第9号と保険契約の新基準書の異なる発効日

## IASB審議内容と暫定決定事項 – 延期アプローチ

- IASBスタッフは、延期アプローチをどのように基準化していくかについて決議するにあたって、IASBが上書きアプローチと比較できるように一連の提案を行った。
- 第一の特徴は、2018年1月1日時点で保険契約が負債の大半を占める主要なものである場合に、企業は適格となるという点である。IASBは、この判定に関し閾値は定めないが、3分の2よりもはるかに高い水準になるだろうと述べた。適格となる場合、延期アプローチはすべての資産に適用される。
- 第二の特徴は、延期アプローチの適格性が一時的なものであるという点である。保険契約が負債の大半を占める主要なものではなくなった場合、IFRS第9号の要求事項が翌期から適用されることになる。
- 第三の特徴は、報告企業で判定するアプローチでは、バンカシュアランスグループ内の子会社が、連結レベルでは保険負債が大半を占める主要なものではないが故に、連結パッケージを送付するためにIFRS第9号へ移行しなければならない可能性がある点である。
- 報告企業レベルより下のレベルでの判定を行う選択肢は、複雑であることを理由に却下された。

# IFRS第9号と保険契約の新基準書の異なる発効日

## IASB審議内容と暫定決定事項 – 延期アプローチ（続き）

- 延期アプローチは任意である。
- IFRS第9号における「キャッシュ・フローの特性」テストを満たさない資産の信用リスクが適切にカバーされるように、表示と開示についてさまざまな要求事項が導入される。IASBは、開示によってIFRS第9号を導入することを避けたようである。
- 最後に、延期アプローチには以下のサンセット条項が設けられる。
  - IFRS第4号フェーズ2が発効される場合は、IFRS第9号が適用され、延期アプローチは失効する。
  - 発効日が2020年1月1日より遅くなる場合、延期アプローチは失効し、全ての保険会社には2021年1月1日からIFRS第9号が強制適用される。
  - IASBは、そのような場合に保険会社に対して 上書きアプローチの使用を引き続き認めることを決定した。



# IFRS第9号と保険契約の新基準書の異なる発効日

## IASB審議内容と暫定決定事項 – 延期アプローチ（続き）

➤ 延期アプローチに対する投票決議の結果を要約すると以下のようになる。

投票項目	賛成	反対
「大半を占める主要なもの」かどうかを報告企業レベルで判定する	14	なし
「大半を占める主要なもの」かどうかを負債総額に基づき判定する	13	1
閾値は定めないが、実質的に3分の2以上とする指針を設ける	13	1
「大半を占める主要なもの」の再評価に関する要求事項	13	1
「大半を占める主要なもの」ではなくなった場合の会計処理	13	1
IFRS第9号採用後のIAS第39号再採用の禁止	13	1
表示と開示の要求事項	13	1
経過措置	14	なし

# IFRS第9号と保険契約の新基準書の異なる発効日

## 提案された解決策として延期アプローチを選択することについてのIASBの投票

- この論点について、IASB理事が表明した意見は2つに割れた。
- 一部の理事は、この論点が以前に審議されたときから見解を変えた、と述べた。
- ある理事は、このような延期扱いは悪しき前例を生むようなものではなく、課題に対処するものであって、一連の開示が財務諸表利用者にとって企業間の比較を可能にするものであり、したがってこの提案は合理的で実現可能な解決策であると述べた。
- 別の理事は、企業レベルでの延期を支持した。企業はその後公正価値モデルに移行するかもしれない、その場合、予想損失モデルのためのシステムを整備するよう要求することは不合理だからである。
- 示された懸念の中には、延期がいつまで続くのかについての不確実性、大規模保険会社が資本市場において非常に重要であるという事実、比較可能性の欠如、そしてIFRS第9号の適用が全体的にさらに難しくなるリスクなどが含まれていた。

# IFRS第9号と保険契約の新基準書の異なる発効日

## 提案された解決策として延期アプローチを選択することについてのIASBの投票 (続き)

- 質問に対し、スタッフは2016年末までにIFRS第4号フェーズ2を公表する意図を示した。あるIASB理事は、その予定の達成可能性について悲観的な意見を述べた。
- 議長は、IASBがIFRS第4号フェーズ2の公表について相当な時間的圧力にさらされており、決定事項に至らなければならないと述べた。また、IFRS第9号の延期を実現すべく「カーブイン」(部分的適用)を設けるようにECに強い圧力がかかっていること、IFRS第4号フェーズ2完了に向けた明確な時系列に賛成であり、IASBは再公開草案を公表せずに最終化することに対して多大な支持を得たいとも述べた。

### 暫定決定事項

- IASB理事のスタッフの提案に対する最初の投票結果は、賛成7名、反対7名、棄権なしであった。
- 投票規則の説明後、IASBは9月23日水曜日に再召集され、議長が決定票を行使して延期アプローチの提案内容を承認した。

# 保険契約 – 市場変数の変動から生じる変動のOCIへの分解

## 背景

- 2014年3月にIASBは、無配当契約について、割引率の変動の影響を純損益とOCIとに分解することを会計方針として選択できることを暫定決定した。その場合、以下のようなになる。
  - 純損益で表示される金利費用は、契約開始時のロックイン割引率を用いて算定される
  - 原価測定基礎による保険投資費用と現在測定基礎による保険投資費用との差額はOCIで表示される

# 保険契約 – 市場変数の変動から生じる変動のOCIへの分解

## 様々な投票セッションの目的

- 有配当契約に関する割引率の変動の純損益とOCIへの分解について、以下の論点が議論された。
  1. **実務上の仕組み** (一般モデル・変動手数料アプローチのいずれが適用されるかを問わずすべての契約が対象)
  2. 一部の特定の契約 (契約と企業が保有する項目との間に経済的なミスマッチが存在しない) について、異なる要求事項 (当期簿価利回り法) が必要かどうか
  3. 上記のような純損益とOCIとへの分解を**会計方針の選択**とするかどうか
  4. **遡及適用が実務上不可能な場合にOCI累計残高を算定するための経過措置を単純化する**

# 保険契約 –市場変数の変動から生じる変動のOCIへの分解

## スタッフ提案#1 –OCIの仕組み

- 新基準の下で会計処理されるすべての契約について、
  - 新基準では、市場変数の変動から生じる変動を純損益とOCIに分解する目的が、純損益の保険投資費用を原価測定基礎を用いて表示することであると規定する。  
したがって、保険投資費用の原価測定基礎と現在測定基礎との差額はOCIで認識され、純損益に巻き戻されていく。
  - 新基準では、原価測定基礎の保険投資費用の算定についての詳細な仕組みは規定しない。
  - 新基準では、市場変数の変動から生じるキャッシュ・フローの金額の見積りの変動は、割引率の変動と統合的にOCIで表示することを規定する。

## 暫定決定

- 最後の項目で2名が反対した以外は、理事全員が同意した。

# 保険契約 –市場変数の変動から生じる変動のOCIへの分解

## スタッフ提案#2 –当期簿価利回りアプローチ

- IASBは、経済的ミスマッチがない場合には当期簿価利回りアプローチを容認することを承認した。これは以下の場合に限られる。
  1. 契約が直接連動の有配当契約（すなわち、企業が契約者に対して、基礎となる項目の公正価値に相当する額を支払う義務を負い、したがって変動手数料アプローチが適用される契約）であり、かつ
  2. 企業が基礎となる項目を保有している。選択によるか要求されているかは問わない。

## 暫定決定の議決

- 9名の理事が賛成し、5名が反対した。

# 保険契約 –市場変数の変動から生じる変動のOCIへの分解

## スタッフ提案#2 –当期簿価利回りアプローチ（続き）

- 当期簿価利回りアプローチから他のアプローチへの変更（逆も同様）が必要となる場合、
  - OCIの期首累計残高は修正再表示してはならない。
  - アプローチ変更前に適用していた前提条件に基づき、OCI累計残高を純損益に解放（リサイクル）し続けなければならない。事実上、変更前の方法が変更時のOCI残高に対して適用され続けることになる。
  - 過去の比較情報を修正再表示してはならない。
  - アプローチの変更が生じた期に以下の情報を開示しなければならない。
    - 変更理由と影響を受ける各財務諸表項目に対する影響の説明
    - 当期簿価利回りアプローチにもはや適格でなくなっているが、過去には適格であった（又はその逆）契約の価値

## 暫定決定の議決

- この提案は全員一致で承認された。



# 保険契約 –市場変数の変動から生じる変動のOCIへの分解

## スタッフ提案#3 –会計方針の選択

- スタッフ提案は、個々のポートフォリオに選択した会計方針を適用し、IAS第8号の要求事項における遡及適用を完全に適用するという、無配当契約において以前に承認されたものと同じ制度を採用するものであった。

### 暫定決定

- 13名の理事がスタッフ提案に賛成し、1名の理事が反対した。

# 保険契約 –市場変数の変動から生じる変動のOCIへの分解

## スタッフ提案#4 –遡及適用が実務上不可能な場合の単純化した経過措置

- スタッフは、遡及適用が実務上不可能な場合に、有配当契約に係る移行時点のOCI累計残高の修正再表示を単純化しよう提案した。この単純化は、簿価利回りアプローチを使用している場合と使用していない場合とで異なっている。
  - a) 簿価利回りアプローチが使用される場合は、OCI累計残高（基礎となる項目が純損益で会計処理されているような場合には剰余金残高）を生じさせる際、基礎となる項目が考慮される
  - b) a)以外の場合、OCI累計残高はゼロとなる。

## 暫定決定

- 13名の理事がスタッフ提案に賛成し、1名の理事が反対した。

# 保険契約 – 市場変数の変動から生じる変動のOCIへの分解

## IASBの着地点に関するデロイトの要約

	当期簿価利回り	実効利回り または類似のもの	ロックイン利回り
直接連動の有配当契約	適用 (訳注：P.15参照)	適用	適用不可
間接連動の有配当契約	適用不可	適用	適用不可
無配当契約	適用不可	適用不可	適用

- 新しいIASBの決定によると、実効利回りアプローチとロックインアプローチを区別する仕組みは適用指針に基づく予定である。
- 保険者は、OCIによる解決策を会計方針として選択する場合には必ず、キャッシュ・フローのうちどの部分だけに市場変数が影響するかについて判断を行使することが要求されるとともに、採用するアプローチは純損益に計上される原価測定基礎の金利費用を算定するものでなければならないという目的に沿うことが要求される。

# 保険契約に関するリスクを軽減することによる会計上の影響

## 直接連動の有配当契約に対するヘッジ活動

- 会計上のミスマッチが以下の両者間で生じる可能性がある。
  - 直接連動の有配当契約に組み込まれた保証の価値の変動。これは変動手数料アプローチにしたがってCSMで調整される。
  - 上記の保証から生じるリスクを軽減するために用いるデリバティブの公正価値の変動。これは純損益で認識される。
- スタッフは、金融変数の変動が生み出す保証のコストから保険者の将来利益を守るように行われるヘッジ活動は正当なリスク管理戦略を表しており、そのような会計上のミスマッチには対処すべきであることを提案した。
- スタッフはアウトリーチ活動に基づき、保険会社が保証（CSMではなく純損益に計上）を分離して測定可能であることを確認しており、このアプローチはオプションになると述べた。
- 2名の理事が何もすべきでないと述べたが、他の理事は現実的な業績尺度が必要とされることを考慮した。この最後の見解が多く他の理事による賛同を得た。

# 保険契約に関するリスクを軽減することによる会計上の影響

## 直接連動の有配当契約に対するヘッジ活動

- スタッフの提案には、このようなヘッジ会計処理に適格となるために満たさなければならない、以下のような規準も含まれていた。
  1. ヘッジ活動は、保険者のリスク管理戦略と整合していなければならない。
  2. 組み込まれた保証とデリバティブには経済的な相殺関係が必要である。この相殺関係は会計上の測定方法の違いを通じて評価されるものではない。
  3. 信用リスクは経済的な相殺関係に著しく優越するものではない。
  
- この会計処理を保持するための条件は下記の通りである。
  1. 会計処理を開始する前にヘッジ活動についての文書化を行なうこと
  2. 経済的な相殺関係がもはや存在しなくなった場合のヘッジ会計の中止

## 暫定決定

- 全13名のIASB理事はスタッフの提案への支持を表明した。

### IASBとFASBの合同会議

- 9月23日に合同会議が開催され、その場でIASBとFASBはそれぞれの保険契約プロジェクトの進捗状況を互いにアップデートした
- この会議で議論された問題は専ら教育目的なものであり、このウェブキャストでは取り上げていない

# 次のステップ

## 残りの技術的論点と公表日

- IASBは残りの技術的論点を、2015年に予定されている今後3回の会議で検討する見込みである。特に、次の論点が検討される予定である。
  - 間接連動の有配当契約
  - IASBの一般モデルと変動手数料アプローチの差異
  - 表示と開示の要求事項
- IFRS第9号の適用時期のズレへの対応に関する公開草案が2015年末頃に公表される予定である。コメント期間（正式な新基準書に必要とされる120日よりも短くなる予定）は10月のIASB会議で決定される予定である（訳注：10月のIASB会議でコメント期間は60日に決定された）。
- 保険契約の新基準は2016年に公表されることが見込まれる。
- 新基準の強制発効日については、IASBが審議を終了するまで検討しない予定である。

## コンタクトの詳細

**Francesco Nagari**

Deloitte Global IFRS Insurance Lead Partner

+852 2852 1977 [fnagari@deloitte.co.uk](mailto:fnagari@deloitte.co.uk)

## Keep IFRS Insurance Connected by:

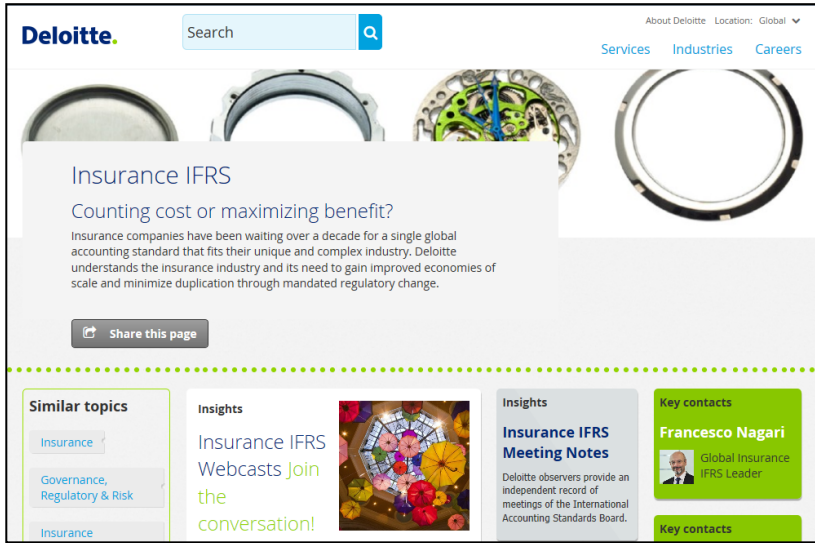
[Follow](#) my latest **LinkedIn**® posts

Follow me on  @Nagarif

[Subscribe](#) to Insights into IFRS Insurance Channel on 

[Connect](#) to IFRS Insurance **LinkedIn**® Group for all the latest IFRS news

Add Deloitte Insights into IFRS Insurance (i2ii) [www.deloitte.com/i2ii](http://www.deloitte.com/i2ii) to your favourites



The screenshot shows the Deloitte website interface. At the top, there is a search bar and navigation links for 'Services', 'Industries', and 'Careers'. The main content area features a large article titled 'Insurance IFRS' with the sub-headline 'Counting cost or maximizing benefit?'. The article text discusses the industry's wait for a global accounting standard. Below the article is a 'Share this page' button. A horizontal dotted line separates the main content from a sidebar. The sidebar includes 'Similar topics' (Insurance, Governance, Regulatory & Risk), 'Insights' (Insurance IFRS Webcasts Join the conversation!), and 'Key contacts' (Francesco Nagari, Global Insurance IFRS Leader).





Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), a UK private company limited by guarantee, and its network of member firms, each of which is a legally separate and independent entity. Please see [www.deloitte.co.uk/about](http://www.deloitte.co.uk/about) for a detailed description of the legal structure of DTTL and its member firms.

Deloitte LLP is the United Kingdom member firm of DTTL.

This publication has been written in general terms and therefore cannot be relied on to cover specific situations; application of the principles set out will depend upon the particular circumstances involved and we recommend that you obtain professional advice before acting or refraining from acting on any of the contents of this publication. Deloitte LLP would be pleased to advise readers on how to apply the principles set out in this publication to their specific circumstances. Deloitte LLP accepts no duty of care or liability for any loss occasioned to any person acting or refraining from action as a result of any material in this publication.

Deloitte LLP is a limited liability partnership registered in England and Wales with registered number OC303675 and its registered office at 2 New Street Square, London EC4A 3BZ, United Kingdom. Tel: +44 (0) 20 7936 3000 Fax: +44 (0) 20 7583 1198.